



パパの子育て支援



赤ちゃんがご自身のもとにやってくることで、「うれしい」という気持ちとともに、父になることへの戸惑いやこれから変化していく生活に不安を感じることもあるのではないのでしょうか。子育てはお父さんとお母さんのふたりが協力し合うことが必要不可欠です。本ページではパパが子どもと楽しく過ごせるよう育休制度や子どもの成長、一緒にできる遊びについてご紹介します。

育児休業制度



育児休業制度とは

出産から原則1歳（保育所に入所できない等の場合には最長で2歳）まで取得できる休業制度です。2回に分割して取得することも可能です。母親だけでなく、父親も育児休業を取得することができ、妻が専業主婦や育休中でも取得することができます。

産後パパ育休（出生時育児休業）

子どもの出生後8週間以内の期間内に通算4週間まで、2回に分割して取得できます。また、産後パパ育休に加えて子が1歳になるまでに通常の育児休業を2回に分割して取得することができます。この制度により子どもが生まれた直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになりました。



パパ・ママ育休プラス

通常の育休は1歳までですが、父母ともに育休を取得する場合は、子どもが1歳2か月になるまで育休を取得することができます。育児休業取得期間の上限は、父が1年間、母は出生日、産後休業を含めて1年間です。

